

定 款

アジャイルメディア・ネットワーク株式会社

(2023年12月27日最終改定)

定 款

第1章 総 則

第1条 (商 号)

当会社は、アジャイルメディア・ネットワーク株式会社と称し、英文では、Agile Media Network Inc. と表示する。

第2条 (目 的)

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

1. インターネットを利用した広告配信代理業
2. インターネットを利用した情報提供サービス業
3. インターネット関連のシステム開発
4. インターネット関連のセミナーおよびイベント事業
5. 出版業
6. インターネットおよびカタログによる通信販売および仲介
7. 通信販売
8. 店舗の運営及び店舗管理の受託並びにそれらのコンサルティング
9. 販売促進活動に関するコンサルティング業務
10. 販売促進活動に関する申込受付、顧客管理等の代行業務
11. 広告の企画および制作ならびに広告代理業務
12. 各種マーケティング業務
13. 情報処理・情報提供サービス
14. コンピュータソフトウェアの開発および販売
15. 書籍、雑誌等の制作、出版、販売
16. 各種イベントの運営代行事業
17. 株式所有により子会社とすることができますの会社の経営管理
18. 代金決済システムの導入代行業務
19. 衣料品、アパレル製品、雑貨、健康機器等の製造、卸売、小売及び輸出入
20. 自動車、中古自動車及びそれらの部品・付属品の販売及び輸出入
21. 飲食店の経営、企画及び経営のコンサルティング業務
22. タレント、音楽家、音声・映像技術者等の養成及びマネージメント並びにイベントの企画、運営

- 23. 知的財産権の取得、維持、管理、利用許諾及び譲渡
- 24. ビジネスプロセスアウトソーシングに関する事業
- 25. 営業代行業
- 26. 人材派遣業及び有料職業紹介業
- 27. 上記に附帯関連する一切の事業

第3条 (本店の所在地)

当会社は、本店を 東京都港区 に置く。

第4条 (機関)

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

第5条 (公告方法)

当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

第6条 (発行可能株式総数)

当会社の発行可能株式総数は、8千677万7280株とする。

第7条 (自己の株式の取得)

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 (単元株式数)

当会社の単元株式数は100株とする。

第9条 (単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

1. 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
2. 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集株式予約権の割当を受けける権利

第10条（株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

第11条（株式取扱規程）

当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第3章 株主総会

第12条（招集）

当会社の定時株主総会は、毎事業年度末日の翌日から 3 か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

第13条（基準日）

当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

第14条（招集権者および議長）

株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

第15条（決議の方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める株主総会の決議は、議決権を行使すること

ができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

第16条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、議決権を行使することができる。

- 2 前項の場合には、株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証する書面を当会社に提出しなければならない。

第17条（株主総会議事録）

株主総会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

第18条（電子提供措置等）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第4章 取締役および取締役会

第19条（員数）

当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、8名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は4名以内とする。

第20条（選任方法）

当会社の取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会において選任する。

- 2 前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第21条（任期）

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

会社を代表すべき取締役は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役会の決議で定める。

- 2 代表取締役のうち1名は取締役社長とし、当会社の業務を執行する。
- 3 取締役会の決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から取締役副社長、専務取締役および常務取締役を選定することができる。
- 4 取締役会の決議により、前項に規定する者の中から業務執行取締役を選定することができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条（取締役会の決議の省略）

当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案事項を可決する旨の取締役会の決議があつたものとみなす。

第27条（取締役会議事録）

取締役会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

第28条（重要な業務執行の決定の委任）

当会社は、取締役会の決議によって、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。

第29条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令又は本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

第30条（取締役の報酬等）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。

第31条（取締役との責任限定契約）

当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に会社法第423条第1項の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項各号に規定する金額の合計額とする。

第5章 監査等委員会

第32条（常勤の監査等委員）

監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

第33条（監査等委員会の招集通知）

監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

第 34 条（監査等委員会の決議方法）

監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第 35 条（監査等委員会の議事録）

監査等委員会の議事については、法令に定めるところにより議事録を作成する。

第 36 条（監査等委員会規程）

監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程によるものとする。

第 6 章 計 算

第 37 条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年 1 月 1 日から同年 12 月末日までの 1 年とする。

第 38 条（剰余金の配当の基準日）

当会社の期末配当の基準日は、毎年 12 月 31 日とする。

2 前項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

第 39 条（中間配当）

当会社は、取締役会の決議によって、毎年 6 月 30 日を基準日として中間配当をすることができる。

第 40 条（剰余金の配当の除斥期間）

期末配当金および中間配当金が支払開始日の日から満 3 年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

（附則）

1. 変更前定款第 18 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更後定款第 18 条（電子提供措置等）は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第 1 条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生じるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から 6 か月以内の日を株主総会の日とする
株主総会については、変更前定款第 18 条はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から 6 か月を経過した日または前項の株主総会から 3 か月
を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

(附則の 2)

当会社は、2022 年 8 月開催の臨時株主総会終結前の監査役（監査役であった者
を含む。）の行為に関する会社法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約につ
いては、なお従前の例による。